

令和6年度 事業計画

社会福祉法人 美作市社会福祉協議会

1. 美作市社会福祉協議会の使命、経営理念、基本方針

市区町村社協経営指針 令和2年7月第2次改定
全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会策定
令和5年度 第5回理事会、第3回評議員会決議

【使命】

美作市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により、地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命とする。

【経営理念】

美作市社会福祉協議会は、この使命を達成するために、以下の理念に基づき、事業を展開する。

- ① 地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現
- ② 誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現
- ③ 地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築
- ④ 地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出
- ⑤ 持続可能で責任ある自律した組織経営

【基本方針】

美作市社会福祉協議会は、「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を経営する者」「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、上記経営理念に基づく以下の基本方針により経営を行う。

- ① 地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持・信頼を得られるよう、積極的な情報発信を図る。
- ② 事業の展開にあたって、「連携・協働の場」(プラットフォーム)としての役割を十分に発揮し、地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を徹底する。
- ③ 事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行う。
- ④ すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。

2. 社会福祉協議会活動の5原則

社会福祉協議会は 5 つの活動原則に基づいて、地域の特性を生かした活動を展開します。

① 住民ニーズ基本の原則

調査等により、地域住民の要望、福祉課題の把握などに努め、住民のニーズに基づく活動を進める。

② 住民活動主体の原則

住民の地域福祉への関心を高め、そこから生まれた自発的な参加による組織を基盤として、活動を進める。

③ 民間性の原則

民間組織らしく、開拓性・即応性・柔軟性を活かした活動を進める。

④ 公私協働の原則

社会福祉・保健・医療・教育の行政機関や民間団体などとの連携を図り、行政と民間組織との協働による活動を進める。

⑤ 専門性の原則

住民の福祉活動の組織化、ニーズ把握調査、地域福祉活動の計画づくりなど、福祉の専門性を活かし、活動を進める。

令和6年度 美作市社会福祉協議会事業計画書

基本方針

人口減少や少子高齢化、単身・高齢者世帯の増加、福祉の担い手不足が進み、「誰かがやってくれるだろう」といった風潮が広がっている中、減収や失業による生活困窮等の課題が顕在化し、引きこもりや8050問題、ヤングケアラー、コロナ禍による心の不安や身体の不調、社会的孤立の深刻化、ストレスの増大など、住民が抱える地域生活課題は複合化・複雑化しています。

地域社会では、「支える側」の人が、「支えられる側」になることもあり、役割が固定されるものではなく、両方の側面を持って生活が営まれ、時と場合によりその役割は入れ替わり、循環しています。誰もが役割を持ち、地域福祉活動への参加を通して、その人らしく尊厳ある人生を送ることができる、「地域共生社会の実現」が求められます。

そして、国が提唱する「地域共生社会の実現」や「持続可能な開発目標(SDGs)」を目指し、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けて取り組むことが今まで以上に求められています。

その具体的施策として事業化された「重層的支援体制整備事業」も3年目を迎え、断らない相談支援としての「美作市総合相談支援センター」と「社協地域ステーション」のさらなる充実、そして、本事業を相談支援から参加支援、地域づくり支援まで一体的に実践し、地域包括ケアシステムと地域福祉活動を主軸に据えた人と人との繋がりそのものをセーフティネットの基礎とする、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

本会活動の本質は、行政や他の機関・団体との連携のもと、同じ地域社会に暮らす住民とともに、生活のしづらさ(課題)を持つ人を発見し、地域の中でその課題を話し合い、課題解決に向け協力しあえる関係をつくることにあります。制度の狭間で支援の手が届きにくい分野の福祉向上を目指し、行政や一つの相談支援機関では取り組むことが困難な課題に対して、多機関協働による包括的な支援を構築し、解決を図ります。地域住民とともに孤立や孤独を防ぎ、手を差し伸べあうことが出来る地域づくりや行政施策と様々な地域資源が連携する支え合いのシステムを作り上げ、「困った時には美作市社協に」と市民に認知されるよう、地域福祉の推進を目指していきます。

本年度は、美作市社会福祉協議会 第2期福祉のまちづくり行動計画(令和5年度～9年度)の2年次目となります。本会が取り組む各事業について、今後5年間の事業目的、目標、取り組み内容を明確にするとともに、社会・環境の変化に対応するためにPDCAサイクルを取り入れ毎年見直しと改善を行う計画とします。

法人運営については、前年度に引き続き、ガバナンス(組織統治)の強化、経営の透明性の確保、職員のスキル向上への対応や介護保険、障害福祉事業における人材の確保と採算性を確保した運営等、経営の健全化に取り組めます。

特に、昨年度制定した社協の使命、経営理念、基本方針を、今後も揺るぎない組織の価値観として役職員に浸透するよう様々な場面での取り組みを進め、常に「福祉サービスを必要とする地域住民」の立場に立ち、解決のために必要な支援体制整備や各事業等を、それぞれ中立性と公平性を確保しながら、次の重点項目を中心に取り組んでまいります。

重点事業に対する取り組み

1. 重層的支援体制整備事業の推進

地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な相談支援体制を構築するために、美作市保健センター内に全世代包括的相談窓口として設置された「美作市総合相談支援センター」と各地域単位に設置している「社協地域ステーション」のコミュニティソーシャルワーカーと地域包括支援センター相談員が連携しあい、市民目線に立った相談支援の確立と、SOSを発する事のできない市民の声を拾うアウトリーチの実現、多機関協働をさらに強化し、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」に取り組めます。

2. 生きる尊厳を守る～市民の権利擁護と障害者の地域支援・生活支援の推進

認知症高齢者や知的障害者及び精神障害者など、特に支援の必要な方の権利を守り、地域で自立した生活が送れるよう、日常生活自立支援事業及び法人後見受任の利用促進を図るとともに、障害者地域活動支援センターなごみの基本相談と社会との交流及び障害理解の促進に向け、関係機関との連携と事業啓発を強化します。

3. 全世代に向けた福祉教育の実践

新型コロナウイルスの感染拡大は、人と人との繋がりを分断し、地域福祉活動の停滞を生むことに繋がってしまいました。

改めて、地域の繋がりの再構築に向け、地域のあらゆる生活福祉課題を自分たちの地域の課題として捉え、住民が地域福祉の主体となって福祉活動が展開されるよう、全世代に向けた福祉教育の推進に取り組めます。

「福祉教育ガイドブック」を活用して、これまでの小中学校の福祉教育の取り組みの充実を図ります。また、地区社協や福祉関係者を対象に、ひきこもりや8050問題、生活困窮等の新たな福祉課題をテーマにした地域福祉講座を開催し、地域の理解者や協力者を増やす取り組みを推進します。

4. コミュニティソーシャルワークの実践

住民の生活ニーズを把握し、地域の困りごとをコミュニティソーシャルワークの手法をいかした「個別支援」と「地域支援」とを連動させた支援を展開します。

引き続き、地域への積極的、継続的なアプローチを進めるとともに「重層的支援体制整備事業」との一体的な運営を図り、地域住民をはじめ多様な主体の参画による地域共生に資する地域福祉活動を普及・促進します。

これらの取り組みと合わせ、地区ケア会議やおたがいさまネット事業等、地区社協活動の支援、美作市内の社会福祉法人等によるネットワーク組織である「美作お助け隊」との地域公益事業を推進し、制度の狭間で必要な支援に結びついていない方を同じ地域で暮らす住民の気づきを活かして、早期に発見し解決することによって地域づくりも進める一。

この個別支援と地域支援を融合する新たな支援の取り組みを強化し、地域住民や行政、多様な関係機関・団体との協働により「地域住民による共助の層を厚くする仕組みづくり」に向けた活動を推進します。

社協・生活支援活動強化方針「第2次アクションプラン」

美作市社会福祉協議会は、全社協の社協・生活支援活動強化方針「第2次アクションプラン」を踏まえつつ、住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的な組織として、役職員が一丸となって、深刻な生活課題や社会的孤立などの新たな地域福祉の課題に向き合い、地域のあらゆる生活課題を受け止め、相談・支援や解決につなげ、誰もが安心して暮らすことができる地域に根ざした福祉のまちづくりに取り組みます。

「強化方針の柱」：あらゆる生活課題への対応、地域のつながりの再構築

地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行う。小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティア・NPO 団体、地域の各種団体との協働の取り組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、誰をも排除しない地域社会づくりをすすめる。



「強化方針の柱」を実現するために強化すべき行動

1. アウトリーチの徹底	<ul style="list-style-type: none"> ①小地域を単位にしたネットワークの構築 ②コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）の確保育成 ③新たな地域ニーズに対応する在宅福祉サービスの展開
2. 相談・支援体制の強化	1) 総合相談体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ①相談窓口の総合化と職員のチーム対応力の向上 ②部門間横断の相談支援体制づくり
	2) 生活支援体制づくり <ul style="list-style-type: none"> ①多様な生活課題に対する生活支援サービスや福祉活動の開発・実施 ②在宅福祉サービス事業部門における多様な生活課題への対応 ③住民組織、社会福祉施設・福祉サービス事業者、ボランティア・NPO 等とハローワークや教育支援などとの連携による自立支援プログラム等の開発、実施 ④既存制度では対応が難しい課題解決に向けた組織的な対応
3. 地域づくりのための活動基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ①小地域における住民の福祉活動の組織と活動拠点の整備 ②住民主体による福祉コミュニティづくりと住民活動の拡充 ③地域づくりに向けた人材確保、育成 ④住民参加の促進と連携、協働の体制づくり
4. 行政とのパートナーシップ	<ul style="list-style-type: none"> ①担当部門を超えた行政との連携強化 ②行政と協働した地域福祉推進に向けた計画と評価 ③権利擁護等に関する行政の取り組み強化

【 令和6年度の実施事業 】

1. 重層的支援体制整備事業の推進に向けた包括的相談支援体制の構築とコミュニティソーシャルワーク（CSW）の実践
2. 新たな福祉サービスを開発する仕組みづくり
3. 介護保険事業等（在宅福祉サービス）の運営
4. 障害者の地域生活を支えるサービスの充実
5. 地域包括ケアシステムの実践と地区社協活動の支援
6. ボランティアセンターの機能充実
7. 法人後見機能と権利擁護活動の充実
8. ふれあい・いきいきサロン活動の推進
9. 子育て支援の推進
10. 広報活動の充実
11. 福祉団体の支援
12. 法人運営体制の強化
13. 指定管理施設の経営
14. 共同募金運動の推進

実施事業に対する取り組み

1. 重層的支援体制整備事業の推進に向けた包括的相談支援体制の構築とコミュニティソーシャルワーク（CSW）の実践

社会福祉協議会（以下「社協」という。）は地域住民や福祉関係者との繋がりを活かし、地域に埋もれたニーズの拾い出しと福祉サービスや制度だけではカバーできない生活全般の支援を地域福祉で支えられるよう、あらゆる相談に対応する「総合相談」の役割を果たすことが求められています。

現在、福祉サービスを必要とする住民や世帯の中には、本人や一つの世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間で支援が必要なケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく地域の中で孤立しているケースなど、従来の高齢者、障害者、児童等の分野ごとの相談体制では対応できないケースが増えており、既存の支援機関が連携する包括的な相談支援体制を整備することが求められています。

美作市社協は、これまで国庫補助事業である「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」及び「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」を実施する中で、市民の身近な生活圏域の相談窓口として「社協地域ステーション」を設置し、社協のコミュニティソーシャルワーカーと地域包括支援センター相談員の専門職2名による、“相談を断らない” “制度の狭間を作らない” “支援体制を住民と作る” 包括的な支援体制づくりを進めてきました。

これまでの国庫補助事業を経て、令和4年度より美作市から「重層的支援体制整備事業」を受託し、美作市保健福祉部内に設置した、地域包括支援センターと生活困窮者自立支援、多機関協働事業の機能を持ち合わせた全世代包括的相談窓口である「総合相談支援センター」を拠点に、社協地域ステーションや障害者地域活動支援センター、その他既存の行政・教育委員会等の相談窓口と連携しながら、複合化・複雑化したケースの課題解決に取り組んでいます。

そして、住民が抱えるあらゆる困りごとに対して、行政や既存の相談支援機関とともにチームとして受け止め、地域との連携を図りながら、相談支援体制の構築と課題解決に向けたコミュニティソーシャルワークを実践します。

1) 重層的支援体制整備事業の推進

住民に身近なところで、相談者の属性を問わず包括的に相談を受け止め、複合化・複雑化した問題については、多くの支援機関それぞれがしっかりと役割を分担し協働するようコーディネートし、支援の方向性を統一して取り組みます。

また、支援が届いていない方に対しては、アウトリーチ（訪問活動）等により、継続的に関わり続ける伴走型支援を行うといった包括的な支援体制の構築を目指します。

「重層的」という言葉であらわされるように、一体的に行われる次のⅠ～Ⅲの3つの支援に関わる5つの事業がそれぞれ連携し、重なり合うことで誰ひとり取り残さない包括的な支援体制の構築を目指します。

区分	事業名	取組み内容
Ⅰ 相談 支援	① 包括的相談支援事業	<p>美作市社協が運営する全世代包括的総合窓口である美作市総合相談支援センター及び社協地域ステーション、障害者地域活動支援センターなごみ、既存の行政や市内各分野の相談窓口が、本人や世帯の属性に関係なく相談を受け止め、必要なサービスや支援につなぐために、包括的な相談支援体制の構築を目指します。</p>
	② 多機関協働事業	<p>上記の包括的相談支援事業で受け止めた相談のうち、課題が複合化・複雑化しており支援機関間の役割分担整理や全体調整が必要な場合、各支援機関をつなぐ調整役を担う「相談支援包括化推進員」が支援会議や重層的支援会議を開催し、支援の方向性を定め、チームアプローチによる支援体制に取組みます。</p> <p>相談支援包括化推進員は、美作市総合相談支援センターに配置し、支援会議や重層的支援会議の事務局的機能を持ち、常に社協地域ステーションや既存の行政、市内各分野の相談窓口との連携を図ります。</p>
	③ アウトリーチ事業	<p>美作市総合相談支援センターや社協地域ステーションの専門職が、複合化・複雑化した課題を抱える世帯や何らかの理由で引きこもり SOS を発信できない当事者やその家族、支援が届いていない人を訪問し、本人との信頼関係を構築しつつ必要な支援につなげられるよう丁寧な働きかけを行います。</p>
Ⅱ 参加 支援	④ 参加支援事業	<p>美作市総合相談支援センターや社協地域ステーションの専門職が、生活困窮者や引きこもり、障害者等の社会的孤立者の中で、社会や地域との関わりに意欲が出てきた人に対して就労支援や居場所、社会参加に向けた機会を提供するために重層的支援会議に諮りプラン作成を行います。</p> <p>生活困窮者や引きこもり、障害者等の社会的孤立者への対応は、美作市各総合支所の保健師や引きこもり支援機関、美作お助け隊等とも連携を図りながら支援します。</p>
Ⅲ 地域 づくり	⑤ 地域づくり事業	<p>これまで本会が、地区社協や地域住民とともに進めてきた「サロン」「居場所づくり」「通いの場」「カフェ」等の活動に、生活課題を抱える人が地域とつながりを持てるような機能を加えたり、社会的孤立の発生や深刻化防止のために、住民同士の関係性を育み、地域のつながりの再構築に向けた学びや交流、活動の場を整備し、地域づくりを推進します。</p>

重層的支援体制整備事業は、これらの既存事業を基盤に、3つの支援と5つの事業を一体的に行うことにより、困りごとを抱える住民を地域全体で支える環境の構築を目指します。また、既存事業には、重層的支援体制整備事業の3つの支援を位置づけ事業展開を図ります。

- 2) コミュニティソーシャルワーカーの配置と人材育成
 - ①既存事業における相談援助とアウトリーチの実践強化
 - ②全職員の福祉専門職資格取得(社会福祉士・精神保健福祉士・介護支援専門員)
 - ③美作大学教授を講師に迎えた相談援助技術研修会の開催(年4回開催)
 - ④社協地域ステーション CSW へのスーパーバイズ(毎月実施)
 - ⑤社会保障制度に関する学習会の開催(年2回)
- 3) 美作市総合相談支援センターと社協地域ステーションの相談支援体制の強化
 - ①総合相談事業
 - ②地域包括支援センター事業
 - ③権利擁護事業(法人後見事業・日常生活自立支援事業)
 - ④生活福祉資金、緊急援護資金等の貸付事業
 - ⑤生活困窮者自立支援事業
 - ⑥美作お助け隊による地域公益事業
 - ⑦フードバンク・おむすび事業・就学支援リユース事業
 - ※ ①～⑦の事業及び行政との連携により幅広い相談にワンストップで対応。
 - ⑧多様な福祉ニーズに対応する新たな社会資源の企画
- 4) 生活困窮者自立支援事業
 - ①自立相談支援事業
 - ②家計改善支援事業
 - ④ 学習相談支援事業
 - ④介護・家計改善相談会の開催(年12回社協地域ステーションで開催)
 - ⑤自立支援プランに基づく援助方針等を検証する支援調整会議の開催(毎月開催)
 - ⑥市内校舎長会への参加
- 5) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業
 - ①相談支援包括化推進員の配置
 - ②多職種・多機関のネットワーク化の推進
 - ③重層的支援会議の開催(多機関協働事業の本人同意を得た場合)
 - ④支援会議の開催(多機関協働事業の本人同意を得ない場合)
 - ⑤美作市引きこもり等若年者就労支援事業会議への参加
 - ⑥要保護児童対策協議会への参加
 - ⑦社協各地域ステーションで重層会議・支援会議を段階的に実施
- 6) 地域包括支援センター事業
 - ①介護予防・生活支援サービス事業
(第1号介護予防支援事業、一般介護予防事業)
 - ②包括的支援事業
(第1号介護予防支援事業、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務)
 - ③包括的支援事業
(生活支援体制整備事業、地域ケア会議推進事業)
 - ④任意事業
(家族介護支援事業、福祉用具・住宅改修支援事業、地域自立生活支援事業)
 - ⑤単市地域支援事業
(食の自立支援事業、生活管理指導員派遣事業、生活管理指導短期宿泊事業)

- ⑥指定介護予防支援業務
- 7) 生活福祉資金貸付事業
 - ①県社協生活福祉資金の貸付及び償還業務の実施
 - ②市社協生活困窮者等緊急援護資金の貸付及び償還業務の実施

2. 新たな福祉サービスを開発する仕組みづくり

改正社会福祉法が施行され「地域における公益的な取組みの責務」が規定されたことから、美作市社協は市内の社会福祉法人等と連携・協働のネットワークを作り、新たな福祉ニーズの把握とサービスを開発し、地域の生活福祉課題の解決に取り組む組織として「美作市内の社会福祉法人等連絡協議会（通称「美作お助け隊」）を平成29年6月1日に設立しました。

美作お助け隊は、既存の福祉サービスだけでは解決できない新たな福祉ニーズに対応するために、生活困窮者等への配食サービス、ゴミ屋敷の清掃事業、中間就労支援事業の3事業を設立当初の事業として掲げ、生活困窮者等制度の狭間で支援を必要とする方へのセーフティネットの役割を果たす活動が行われています。

美作市社協は今後も美作お助け隊と協働し、社会福祉法人間のネットワーク、行政や市民活動団体、NPO、企業等との連携協議の場を設け、制度にとらわれない柔軟な支援を行う新たな福祉サービスの開発に取り組みます。

- 1) 美作お助け隊の「地域公益事業」の推進
 - ①フードワン事業（生活困窮者等への配食、フード & ライフ ライブ 事業：生活の自立）
 - ②お家さわやか事業（ゴミ屋敷の清掃：社会的自立）
 - ③わーく・わーく事業（中間就労支援：経済的自立）
 - ④子どもの学習支援・居場所づくり事業
 - ※フード & ライフ ライブ 事業（参加法人を拠点に不要になった食料品や日用品を受入れ）
- 2) 美作お助け隊ネットワーク会議の開催と法人間の連携強化
- 3) 美作お助け隊による制度の狭間をカバーする新たな福祉サービスの開発
- 4) 生活困窮者支援に関する事業
 - ①生活困窮おむすび事業
 - ②就学支援リユース事業
- 5) 山陽マルナカ美作店とのフードバンク事業の実施
- 6) 行政との連携・パートナーシップ
- 7) 不登校や引きこもり、ニート等が気軽に立ち寄れる居場所「コラーレ」の開設
- 8) 電動アシスト自転車貸出事業の実施
- 9) 死後事務委任契約事業の調査研究（美作市・関係機関との協議）

3. 介護保険事業等（在宅福祉サービス）の運営

利用者が可能な限り居宅において、自己の能力に応じて自立生活を営むことができるよう、訪問介護事業の充実を図ります。

介護サービスの提供をきっかけとして、利用者や家族、世帯全体の課題を拾い上げ、他制度や事業、地域での支援につなぐなど、社協の介護事業所ならではの支援を展開して参ります。今後の利用者増に対応できる職員体制の整備や新たな人材確保のための調査・研究をし、介護人材の確保に向けた取組みを進めます。

また、介護職員に基本的な制度理解に関する研修等を行い、職員の能力とサービスの質の向上を図ります。

- 1) 指定介護保険事業所
 - ①訪問介護事業（大原）
- 2) 在宅福祉事業
 - ①生活管理指導員派遣事業（大原）
 - ②産前・産後ヘルパー派遣事業（大原）
 - ③食の自立支援事業（勝田・大原・作東・英田）
- 3) 福祉有償運送事業の運営（大原・作東）
- 4) 介護職員のサービスの質の向上に向けた研修会の実施

4. 障害者（児）の地域生活を支えるサービスの充実

美作市の障害者（児）の福祉サービスの利用は年々増加傾向にあり、地域で自立した生活や社会参加に向けた支援を行うためには、複雑・多様化する福祉ニーズへの対応とサービス基盤や体制の整備が必要とされています。障害者分野は採算面からも民間事業者が参入しにくく、社会資源が不足しており、このような分野を先駆的に事業化していくことは社協の使命でもあります。市内に不足している障害福祉サービスに行政協議を重ねながら積極的に取り組みます。

美作市から受託している地域活動支援センターⅠ型「なごみ」は、基幹相談支援センターの機能を一部加え、社協がこれまで培ってきた地域との繋がりとネットワークを活かし、市民の障害者理解を進めるとともに、障害者の地域移行及び地域定着支援の更なる充実を図ります。

併設している相談支援事業所「みらい」は、障害者（児）の相談支援体制の構築と計画相談事業の拡充を図ります。

また、高齢者や障害者等の異なる課題を移動販売を通じて解決につなげる「招（商）福連携による移動販売モデル事業」（令和3年8月事業開始）では、山陽マルナカや勝英管内の就労継続支援事業所等が、高齢者や買い物難民の多い地域へ、食料品や日用品、事業所で収穫した野菜・加工品等を移動販売により提供するとともに、障害者やひきこもり等、生きづらさを抱える人たちが販売員や補助員として社会参加できる機会を提供し、これまで、生活支援や就労支援にかかる行政サービスを受ける側であった人たちが、移動販売を通じて地域の高齢者を支える側になることで、誰も

が地域の中で何らかの役割を持って共に暮らせる「地域共生社会」の実現を目指します。

- 1) 障害者地域活動支援センターⅠ型「なごみ」の運営
- 2) 精神障害者共同作業所「むぎの会」の運営
- 3) 居宅介護・重度訪問介護（大原）
- 4) 相談支援事業所「みらい」
- 5) 地域生活支援事業
- 6) 在宅の障害者に向けた「救急医療情報キット」の普及啓発
- 7) 招（商）福連携による移動販売モデル事業
民間の移動販売事業者と就労継続支援事業所等が連携し、障害者やひきこもり等
生きづらさを抱える人たちが地域の担い手として活躍できる機会を提供
- 8) メンタルヘルスボランティア養成講座の開催

5. 地域包括ケアシステムの実践と地区社協活動の支援

誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるためには、自助（本人や家族・親族の支援力）、公助（行政や福祉、医療等のサービス）、共助（地域の助け合い）の3つの力を組み合わせ、地域の持つ力と公的な支援体制が連携・協働する「地域包括ケアシステム」を機能させることが重要です。

美作市社協は、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる地区社協の地区ケア会議を主要事業に位置づけ、活動支援を行ってきました。地区ケア会議は「地域包括ケアシステム」の中で共助の役割を担う取組です。住民が抱える課題を地域で発見したり解決できるような、地域づくりの取組みが地区社協活動であり、その協議の場が地区ケア会議になります。

現在、美作市には地区・地域・市圏域の三層で3つのケア会議が行われています。地区圏域で行われている地区ケア会議、地域圏域で行われている地域ケア会議、市内全域へとつながる美作市地域包括ケア会議の三層構造になっており、住民や行政、市社協等福祉関係者が集まり、個人が抱える課題の検討や地域課題について話し合い解決を目指すための会議が行われてきました。

しかし、この三層で行われている会議は、しっかりと繋がり循環しておらず、地区ケア会議で把握した住民の福祉ニーズが行政に届き、解決に必要な新たなサービスや政策が作られる仕組みになっていなかったため、令和4年度から5年度にかけて地域包括ケアシステムの見直しを行うとともに、これまで高齢者に限定していた地域包括ケアシステムの考え方や実践を、障害者や生活困窮者、子ども・子育て家庭等、全世代にその対象を拡げていくこととしました。

令和6年度は、見直しを行った地域包括ケアシステムを地域で実践するために、これまで地区社協で行われてきた地区ケア会議で拾い出した住民の福祉ニーズが、地区から地域、市へ循環し、解決につながる仕組みを地区社協関係者に提案しながら、その実践を体感できるような取組みを展開して参ります。

また、すべての地区ケア会議に美作市職員も出席し、市社協と行政がしっかりと連携・協働し、迅速に個別ケースの検討と地域課題の把握が行える体制に取組みます。

地域の複雑化する住民課題や制度の狭間で支援を必要とする人たちの問題を住民が「我が事」として捉え、新たな地域課題への気づきを持てるよう地域住民・福祉団体等に向けた「地域福祉講座」は昨年に引き続き開催し、主体的に福祉活動に参加するきっかけを作ります。

- 1) 地域包括ケアシステムを取り入れた地区ケア会議の実践
- 2) 地区社協メニュー事業の実施
 - ①福祉ネットワークづくり事業
 - ②おたがいさまネット事業
 - ③広報紙作成支援事業
 - ④高齢者ミニデイサービス事業
 - ⑤友愛訪問支援事業
 - ⑥ふれあい・いきいきサロン新規立ち上げ推進事業
- 3) 各種連絡会・委員会の開催
 - ①地域社協連絡会の開催 <市圏域>
 - ②地域社協会議の開催 <地域圏域>
- 4) 「福祉のまちづくりフォーラム」の開催
- 5) 愛育委員・栄養委員・民生委員・ボランティア等との連携
- 6) 保健・福祉・医療等関係機関・団体との連携
- 7) 救急医療情報キットの普及
- 8) 生活支援体制整備事業の推進
 - ①第二層協議体支え合い委員会の開催（6地域）
 - ②生活支援コーディネーターの配置（6地域）
- 9) 地域住民・福祉団体等に向けた「地域福祉講座」の開催
- 10) 市内の小・中・高校生に向けた体験型福祉教育の開催とメニュー作成

6. ボランティアセンターの機能充実

少子高齢化により、支える側が減少し支えられる側が増加している美作市において、今後も市民参加によるたすけあい活動を推進するためには、ボランティアを中心とする新たな担い手を増やすことが重要であり、本会は「美作市社会福祉協議会ボランティアセンター（美作市社協ボラセン）」の更なる機能充実を図ります。

市内のボランティア人口を増やすために、ボランティア活動に関する情報発信やボランティア登録を促進するとともに、子どもから大人まですべての市民に向けた福祉教育や講座等の学習の場を提供し、誰もが気軽にボランティア活動に参加でき、継続した活動ができる環境づくりに取り組みます。

また、平時より災害に備えた仕組みとして、常設型の災害ボランティアセンターを設置し、活動についての広報・啓発・情報発信、また運営協力者の事前登録・育成、資機材整備等様々な事業を行いながら、災害時に備えてまいります。

更に、地域に応じた住民の創意と工夫による地域福祉活動への参加を促進するとともに、個人がその価値観や意欲、能力を活かせる活動を事業化し、市民参加の機会を

提供します。

- 1) 美作市社会福祉協議会ボランティアセンターの機能充実
 - ①地域ステーションと連携したボランティアセンターのコーディネート機能の充実
 - ②ボランティアグループの育成・支援
 - ・各地域単位でボランティアグループの情報交換会を開催：年1回)
 - ・ボランティア登録と活動保険の加入斡旋
 - ・託児ボランティア「美作子育てサポートっこ」の事務局
 - ・傾聴ボランティア「ほがらか会」の事務局
 - ・障害理解を広めるボランティアグループ「美作えがお広め隊」の活動支援
 - ③人材の育成（各種養成講座・研修会等の開催）
 - ・手話奉仕員養成講座の開催
 - ・傾聴ボランティア養成講座の開催
 - ・ボランティア講演会の開催（2年に1回開催：令和5年度開催）
 - ④「夏のボランティア体験事業」の実施
 - ⑤市内の小・中・高校生に向けた体験型福祉教育の開催とメニュー作成
 - ⑥市内地区社協に向けた「地域福祉講座」の開催
 - ⑦常設災害ボランティアセンターの設置
 - ・災害ボランティアセンターの研修（毎年開催）
 - ・災害ボランティアセンター模擬訓練（隔年開催）
 - ・災害ボランティアセンター運営協力登録者の募集と育成
 - ・災害ボランティアセンターの広報、啓発及び情報提供
 - ⑧ボランティアセンターマッチングアプリ開設の調査研究（令和6年度開設予定）

7. 法人後見機能と権利擁護活動の充実

本会は、平成27年度から「法人後見事業」を立ち上げ、成年後見人等として受任を行っていますが、今後増加する需要に対応するためには成年後見制度並びに日常生活自立支援事業を中心とした権利擁護支援の充実を図る必要があります。

社協は美作市との協働により、地域福祉の新たな担い手として「市民後見人の養成」を継続的に行い、市民が市民を支える権利擁護の体制整備に取り組むとともに、市民一人ひとりが権利擁護について理解し、地域で支え合うよう啓発を行います。

- 1) 市民後見人養成講座の開催
- 2) 市民後見人育成事業
- 3) 利用者に最適な後見受任体制の整備
 - ①専門職との複数後見体制から本会の単独受任への移行
 - ②市民後見人バンク登録者を法人後見支援員として登用
 - ③市民後見人と本会による複数後見の実施
- 4) 地区社協等での広報活動・関係機関とのネットワーク形成
 - ①権利擁護に関する説明会の開催
- 5) 日常生活自立支援事業

- ①日常生活自立支援事業の実施
- ②生活支援員による援助実施
- 6) 暮らしの困りごと相談会の実施
弁護士・司法書士・医師等各専門職と協働し無料相談会を実施

8. ふれあい・いきいきサロン活動の推進

閉じこもりがちな高齢者に集いの場を提供し、高齢者の孤独感や不安感の解消、並びに介護予防の促進を図ることを目的に住民主体で行うふれあい・いきいきサロン活動を支援します。

コロナ禍により、ふれあい・いきいきサロン活動が未だに停滞している中で、サロン運営に関する問題や課題を抽出し、地域包括ケアシステムでサロン活動活性化に向けた協議を行います。

- 1) ふれあい・いきいきサロン活動推進事業
 - ①サロンの立上げ及び運営支援
 - ②サロン活動助成事業
 - ③サロン食材費助成事業
 - ④サロン外出支援事業
 - ⑤福祉出前講座の開催
- 2) 住民参加型まちづくり普及啓発事業
 - ①サロンリーダー研修会の開催（地域ステーション単位）
 - ②認知症カフェ普及に関する調査研究
- 3) 地域フレイル予防事業の普及啓発（美作市保健福祉部健康政策課との協働）
- 4) サロン活動のアンケート調査と今後の活動再開に向けた協議

9. 子育て支援の推進

子育て・悩み相談や育児に関する情報提供など子育て支援のための事業、また仕事と育児の両立を支援し、安心して働くことができる環境づくりに取り組みます。

- 1) 子育てサロン（勝田1、大原1、美作2、作東1、英田1）
- 2) あかちゃんサロン（美作）
- 3) 託児（大原・美作）
- 4) ファミリー・サポート・センター（美作）
- 5) 子育て用品の貸出事業

10. 広報活動の充実

市民に対して社協事業や福祉情報などを提供し、福祉の啓蒙を行うため広報紙やホームページ、SNS 等により広報活動の一層の充実を図ります。

また、地区社協だよりの発行を推進するため、助成や支援を行います。

ICT の進展によるオンラインでの情報のやり取りが進む中、本会が取り組んでいる事業に対する市民や、各種団体・会員など関係者の皆様の理解が進み、その活動に幅広く賛同が得られるよう SNS などのデジタルツールを活用しながら広報、啓発に努めます。

- 1) 社協だよりの発行（年間6回）及びホームページの充実
- 2) Facebook, Line, Instagram による情報発信
- 3) 地区社協だより発行の推進

11. 福祉団体の支援

福祉団体の自主運営に向けた支援を含め、活動支援に取り組みます。

また、福祉団体の適正な事務局業務を行うために、当該団体との事務委託契約の締結と、必要な事務費確保に向けた協議を進めます。

- 1) 老人クラブ連合会（市・支部）
- 2) 身体障害者福祉協会（市・支部）
- 3) 遺族会（市・支部）
- 4) 保護司会

12. 法人運営体制の強化

社会福祉協議会の運営を担う理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会等の開催と監事による中間監査及び決算監査の実施により、法令・定款の遵守及び経営管理体制、財務規律を強化していきながら法人組織の適正な管理・運営に努めます。

また、美作市とのパートナーシップに基づく補助金・受託金の確保に向け、相談支援業務を中心とする市の事業を積極的に受託し、事業収入増につなげます。

併せて、本会の地域福祉推進事業と、そこへ従事する専門職配置の費用として、補助金の安定確保がされるよう市と協議・調整します。

市民に対して社会福祉協議会の位置づけや事業内容、会員制度や寄附金事業に関する広報活動を行い、市民の理解を頂けるよう努め、会員の増強と寄附金の拡大を図り多くの市民の地域福祉活動への参加促進と自主財源確保に努めます。

令和2年8月1日に立ち上げた「子ども応援夢基金」は、多くの市民や企業、団体等から寄附金が寄せられ、前年度に目標額500万円を達成しました。引き続き、生活困窮世帯の子どもへの就学資金や普通自動車運転免許取得等に関わる資金貸付けを行

い、美作市全体で子どもの貧困問題を捉え、支援できる仕組みとして事業を推進します。

- 1) 経営、財政基盤の確立
- 2) 諸規程等の整備
- 3) 理事会、評議員会、正副会長会議、評議員選任解任委員会の開催
 - ・理事会（開催時期：5月・11月・3月他）
 - ・評議員会（開催時期：6月・11月・3月他）
 - ・正副会長会議（随時）
 - ・評議員選任・解任委員会（随時）
- 4) 監事による中間監査及び決算監査の実施（開催時期：5月・12月他）
- 5) 社会福祉協議会会員の加入促進
 - ・普通会员 一口 1,000円（年額）
 - ・賛助会員 一口 3,000円（年額）
 - ・特別会員 一口 5,000円（年額）
- 6) 広報紙への有料広告の掲載
- 7) 役職員の資質向上に向けた研修の実施
- 8) 「子ども応援夢基金」事業の推進
 - ・生活困窮世帯等への資金貸付と世帯の家計改善支援
 - ・子ども応援夢基金貸付審査会の開催（随時）
 - ・市内小中学校に向けた貸付事業に関する広報活動（通年）
- 9) 第2次 福祉のまちづくり行動計画の実施
- 10) 各事業における PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルの実施

13. 指定管理施設の経営

美作市公の施設の指定管理者指定に伴い市内1カ所の福祉施設の管理を行います。

- 1) 美作市いきいきゆうゆうの里世代交流多目的ホール（美作地域ステーション）

14. 共同募金運動の推進

美作市共同募金委員会として実施する共同募金運動を展開します。募金運動の中心は、市内全域で展開する「戸別募金」「法人募金」「職域募金」とし、共同募金配分金は、地域福祉向上に向けた様々な事業実施の財源として有効に活用します。

- 1) 美作市共同募金委員会の運営
- 2) 共同募金配分金事業の見直しと適性実施
- 3) 共同募金特別支援事業の実施
 - ①共同募金活動強化特別支援事業
 - ②赤い羽根まちづくり福祉活動助成事業